

高齢者などが対象

新型コロナウイルス定期予防接種を開始

☎保健予防課 ☎027-212-3707



定期予防接種に
ついてはこちら



対象者については
こちら

65歳以上の高齢者などを対象に新型コロナウイルス感染症の定期予防接種を開始します。予診票は、対象者へ9月下旬にインフルエンザ定期予防接種の予診票に同封し郵送します。なお、8月31日以降に本市に転入した人は申請が必要です。

● 対象者

Ⓐ 65歳以上の人 Ⓑ 60歳～64歳で、心臓や腎臓、呼吸器の機能やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害で身体障害者手帳1級相当の人(昨年度までの新型コロナワクチン接種対象とは異なります)

● 予診票の発送

9月24日(火)～30日(月)に順次到着します。

● 接種期間

10月1日(火)～12月31日(火)(期間内に1人1回まで。期間外に接種した場合や2回以上接種した場合は、全額自己負担です)

● 自己負担金

3,000円(9月定例市議会で可決された場合)。
生活保護世帯の人などは無料

● 持ち物

予診票、保険証、自己負担金(生活保護世帯の人などを除く)

● 定期予防接種の受け方(医療機関へ直接予約)

① かかりつけ医などの医療機関に連絡し、接種できるか確認・予約をする

② 予診票に必要事項を記入し、医療機関で接種を受ける

③ 接種後、予防接種済証を受け取り、医療機関の窓口で自己負担金を支払う

● 接種に使用するワクチン

JN.1系統株対応ワクチン(医療機関ごとに取り扱いメーカーが異なります。接種を受ける医療機関に問い合わせてください)

● 接種が受けられる医療機関

市内医療機関(本紙8～10ページのとおり)や県内の契約医療機関。県外で接種を希望する人は、事前に保健予防課に申請してください。

● 任意予防接種の受け方

ⒶとⒷ以外の人は任意予防接種(全額自己負担)として接種できます。希望する人は、直接医療機関へ問い合わせてください。

接種費用=約1万5,000円～2万円(医療機関ごとに異なります)

インフルエンザ定期予防接種

ⒶとⒷの人は自己負担金1,500円で接種できます。医師が必要と認めた場合、新型コロナウイルス感染症予防接種と同時に接種することもできます。



接種期間=10月1日(火)～12月31日(火)(期間内に1人1回まで。期間外に接種した場合や2回以上接種した場合は、全額自己負担です)

自己負担金=1,500円。生活保護世帯の人などは無料